

第3章 地域別構想

第3章 地域別構想

地域別構想は、全体構想における将来像や各分野別の方針を踏まえつつ、地域ごとの特性に応じ、土地利用の方針や整備すべき施設、良好な都市空間や景観形成のために配慮すべき事項等の方針を示すものである。

【地域区分の考え方】

地域区分の考え方については、極力細分化を避け、日常生活上の交流範囲の観点から、都市機能集積エリア・都市機能拠点を地域の中心に置き、地形等の自然的条件や土地利用の状況、幹線道路等の交通軸についても考慮に入れ、以下の4地域に区分する。また、国土利用計画(可児市計画)の地域区分と整合を図ることを基本とする。

地域	地域の概要
1 中央地域	<p>＜広見、下恵土、中恵土、今渡、川合、土田、広見東＞</p> <p>可児川の北部に位置し、本市の都市活動を支える機能が集積する「都市機能集積エリア」やその周辺として、人口の集積や都市的土地利用が進展している地域。また、可児御嵩インターチェンジや中濃大橋御嵩線(国道21号バイパス)周辺等に開発ポテンシャルの高いエリアが見られる。</p>
2 西部地域	<p>＜帷子、春里、姫治＞</p> <p>市西部に位置し、昭和40年代からの複数の住宅団地が形成され、住宅団地ごとに人口の集積が見られる地域。住宅団地以外の区域では、本市の産業を支える工業団地や農場集落地、ゴルフ場、森林等で構成されている。</p>
3 東部地域	<p>＜平牧、桜ヶ丘、久々利＞</p> <p>市東部に位置し、東濃エリアとの結びつきも強い地域。農地や山林等に囲まれた優れた自然環境や景観を有する地区や歴史的資産が存在する地区、地区計画制度等により閑静な住環境が確保されている地区からなる。今後は、新たな住宅団地の開発により世帯流入が見込まれる。</p>
4 兼山地域	<p>＜兼山＞</p> <p>市北部に位置し、御嵩町を隔てて合併した旧兼山町の地域。</p>

■地域区分図



3-1 中央地域（広見、下恵土、中恵土、今渡、川合、土田、広見東）

○中央地域の方針

本市における都市活動の中核を担う地域として、多様な都市機能の集積を図り、可児駅前では「子育て・健康・にぎわい」の拠点施設整備を推進する。また可児御嵩インターチェンジ周辺等のエリアにおいては、開発ポテンシャルを活かしつつ活力の向上に資する都市づくりを進める。

○都市づくりの方針

分 野	方 針
土地利用の方針	<p>【住居系】</p> <p>○生活道路等の都市基盤整備、土地利用混在の解消、低未利用地や空き家の有効活用により、良好な住環境の形成・維持を図る。</p> <p>【商業系】</p> <p>○JR可児駅・名鉄新可児駅、市役所周辺では、商業施設、行政施設等の集積・誘導を図るとともに、可児駅東土地区画整理事業を推進し、本市の中心として求心性の高い商業地の形成を図る。</p> <p>○名鉄日本ライン今渡駅周辺では、交通利便性を活かし、利便性の高い近隣商業地としての機能の維持を図る。</p> <p>○幹線道路沿道では、住環境と調和し、市民の日常生活に対応した身近な商業施設や医療・福祉施設等の立地を許容し、生活利便性の向上を図る。</p> <p>【工業系】</p> <p>○可児御嵩インターチェンジに隣接する可児柿田流通・工業団地、(仮称)可児御嵩インターチェンジ工業団地では、広域的な交通利便性を活かし、周辺の緑地や住環境との調和に留意しながら、工場や流通・業務施設等の集積・誘導を図る。</p> <p>【都市的土地利用推進地】</p> <p>○広見地区、広見東地区、(都)沢渡土田線の周辺では、周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、住宅や生活利便施設等、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進する。</p> <p>【集落地・農地ゾーン】</p> <p>○農用地区域の農地は、農業生産基盤の整備、適正な維持・管理に努め、営農環境の保全を図る。</p> <p>【自然環境ゾーン】</p> <p>○鳩吹山周辺の自然環境は、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーション等に資する場として保全・有効活用を図る。</p>

都市施設の方針	<p>【道路等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「広域幹線軸」として、要望等により(都)東海環状自動車道、(都)中濃大橋御嵩線、(都)可児248号バイパス線の4車線化を促進し、広域的なアクセス性の向上を図る。 ○「市街地環状軸」「市街地横断軸」「放射軸」の路線は、未整備区間の整備を推進し、中心部や「広域幹線軸」へのアクセス性の向上を図る。 ○JR可児駅・名鉄新可児駅へのアクセス性強化のため、(都)可児駅前線の整備を推進する。 ○愛知県との連絡を強化する名濃道路は、要望等により事業化に向けた取り組みを促進する。 ○JR可児駅・名鉄新可児駅周辺では、可児駅東土地区画整理事業等により、駅前広場や東西自由通路の整備を推進し、交通結節点としての機能の充実や利便性の向上を図る。また、需要に応じて公共駐車場や駐輪場の整備を検討し、パーク・アンド・ライド等による公共交通機関の利用促進を図る。 <p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飛騨木曾川国定公園や可児川下流域自然公園をはじめとした公園については、市民の憩いや環境教育等に資する場として保全・活用を図る。 ○ぎふワールド・ローズガーデンは、市民の憩い、交流、学習の拠点として、また、広域的な観光・レクリエーション拠点として、保全・活用に努める。 ○市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての役割のほか、イベント・交流・防災活動の拠点として、土田渡多目的広場の整備を推進する。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の適正な維持・管理を図る。また、公共下水道区域外では、合併浄化槽により水質の保全を図る。 <p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可児市文化創造センターは、市民がゆとりやうらおいを実感できる文化振興の場として整備・活用を図る。 ○JR可児駅・名鉄新可児駅前に「子育て・健康・にぎわい」を創出する交流拠点の施設整備を推進する。
---------	---

第3章 地域別構想

<p>自然環境の保全及び都市環境形成の方針</p>	<p>【森林等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地内の樹林地や社寺林は、生活にうるおいを与える資源として保全・活用を図る。 ○鳩吹山周辺の希少植物自生地は、適正な保全・活用を図る。 ○鳩吹山をはじめ、丘陵地等の山林は、開発を抑制し、優れた自然環境や景観、生態系を保全する。 <p>【農地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地は、環境学習や市民農園等の活用方法を検討し、荒廃の防止、良好な環境・景観の保全を図る。 <p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木曾川、可児川等の河川は、市民のうるおいと憩いの場として水辺環境・河川景観の保全、環境学習の場として活用を図る。 ○木曾川左岸エリアにおいては、市民や来訪者に親しまれる「かわまちづくり」実現に向け、地域の魅力向上につながる遊歩道の整備・充実や交流拠点の整備を図る。
<p>景観形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内における緑化の推進や、道路沿道における周辺風景と調和した屋外広告物のルールづくり等により良好な景観の形成を図る。 ○多くの人が訪れる鉄道駅周辺、市役所周辺等の「都市機能集積エリア」では、魅力的な空間づくりに向けて良好な都市景観の形成を図る。
<p>都市防災・防犯の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の安全な避難を可能とするため、避難所の整備や機能強化を推進する。 ○市街地内において、防火・準防火指定等により、建物の不燃化を推進する。 ○災害の発生を防止するため、自然環境に配慮した河川改修事業や土砂災害対策事業等を推進する。 ○犯罪の起きにくい環境づくり、防犯対策の強化を進める。

■中央地域（広見、下恵土、中恵土、今渡、川合、土田、広見東）の都市づくり方針図



凡 例

	住居系		自然環境ゾーン		広域幹線軸（東海環状自動車道）		都市間連絡軸
	商業系		主要な河川		広域幹線軸		補助幹線道路
	工業系		市街地（用途地域）		広域幹線軸（構想路線）		シンボルロード
	学術・文化交流地		市街地（用途地域予定）		市街地環状軸		その他主要道路
	都市的土地利用推進地		公園・緑地		市街地環状軸		駅
	集落地・農地ゾーン		土地区画整理事業（施行中）		放射軸		鉄道（JR）
	観光・レクリエーションゾーン		主要な施設等		都市環状軸		鉄道（その他）

※ 〃は整備済、●は完成済、●●●●は未整備

3-2 西部地域（帷子、春里、姫治）

○西部地域の方針

周辺の自然環境に配慮しつつ、西可児駅を中心に日常生活を支える機能の集積、住宅団地における良好な住環境の維持・形成を図る。また、工業団地については、操業環境の維持・向上を図る。

○都市づくりの方針

分野	方針
土地利用の方針	<p>【住居系】</p> <p>○生活道路等の都市基盤整備、空き家・空き地の有効活用により、良好な住環境の形成・維持を図る。</p> <p>【商業系】</p> <p>○名鉄西可児駅周辺では、交通利便性を活かした商業施設等の集積・誘導により地域生活拠点としてふさわしい近隣商業地の形成を図る。</p> <p>【工業系】</p> <p>○可児工業団地では、周辺の緑地や住環境との調和に留意しながら、工場や流通・業務施設等による専門性の高い工業用地としての土地利用を図る。</p> <p>【都市的土地利用推進地】</p> <p>○沿道商業施設や住居の立地が進む坂戸地区や西可児駅周辺では、周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、住宅や生活利便施設等、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進する。</p> <p>【集落地・農地ゾーン】</p> <p>○農業生産を支える農地は、農業生産基盤の整備、適正な維持・管理に努め、営農環境の保全を図る。</p> <p>【自然環境ゾーン】</p> <p>○鳩吹山周辺の自然環境は、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーション等に資する場として保全・有効活用を図る。</p>
都市施設の方針	<p>【道路等】</p> <p>○「広域幹線軸」として、要望等により(都)可児248号バイパス線の4車線化を促進し、広域的なアクセス性の向上を図る。</p> <p>○「放射軸」「都市環状軸」の路線は、未整備区間の整備を推進し、中心部や「広域幹線軸」へのアクセス性の向上を図る。</p> <p>○愛知県との連絡を強化する名濃道路は、要望等により事業化に向けた取り組みを促進する。</p> <p>○名鉄西可児駅では、需要に応じた公共駐車場や駐輪場の整備を検討し、パーク・アンド・ライド等による公共交通機関の利用促進を図る。</p> <p>○整備が進んでいない都市計画道路については、廃止も含めた見直しを検討する。</p>

	<p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可児やすらぎの森をはじめとした公園については、市民の憩いや環境教育等に資する場として保全・活用を図る。 ○可児市運動公園は、市民のスポーツ・レクリエーション活動や防災活動の拠点として整備・活用を図る。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の適正な維持・管理を図る。また、公共下水道区域外では、農業集落排水施設及び合併浄化槽により水質の保全を図る。
<p>自然環境の保全及び都市環境形成の方針</p>	<p>【森林等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳩吹山周辺の希少植物自生地は、適正な保全・活用を図る。 ○丘陵地の山林は、開発を抑制し、優れた自然環境や景観の維持・保全を図る。 ○里山は、貴重な緑地空間として保全・活用に努めるとともに、里山保全活動の普及・定着を図る。 ○住宅地周辺の樹林地、社寺林、斜面緑地は、生活にうるおいを与える貴重な資源として保全・活用を図る。 <p>【農地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境面や景観面において重要な役割を担う優良農地は、保全に努める。 ○遊休農地は、環境学習や市民農園等の活用方法を検討し、荒廃の防止、良好な環境・景観の保全を図る。 <p>【河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可児川及びその支流は、市民のうるおいと憩いの場として水辺環境・河川景観の保全、環境学習の場として活用を図る。また、可児川では水辺と親しめる場の創出を図る。 <p>【ため池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域内に点在するため池は、適正な保全を図るとともに、農業生産基盤としての機能や防災機能を有していることから、適切な維持・管理を行う。
<p>景観形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域固有の景観の保全・形成を図るため、屋外広告物の規制や地区計画制度等の活用を図る。
<p>都市防災・防犯の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の安全な避難を可能とするため、避難所の整備や機能強化を推進する。 ○災害の発生を防止するため、自然環境に配慮した河川改修事業や土砂災害対策事業等を推進する。 ○犯罪の起きにくい環境づくり、防犯対策の強化を進める。

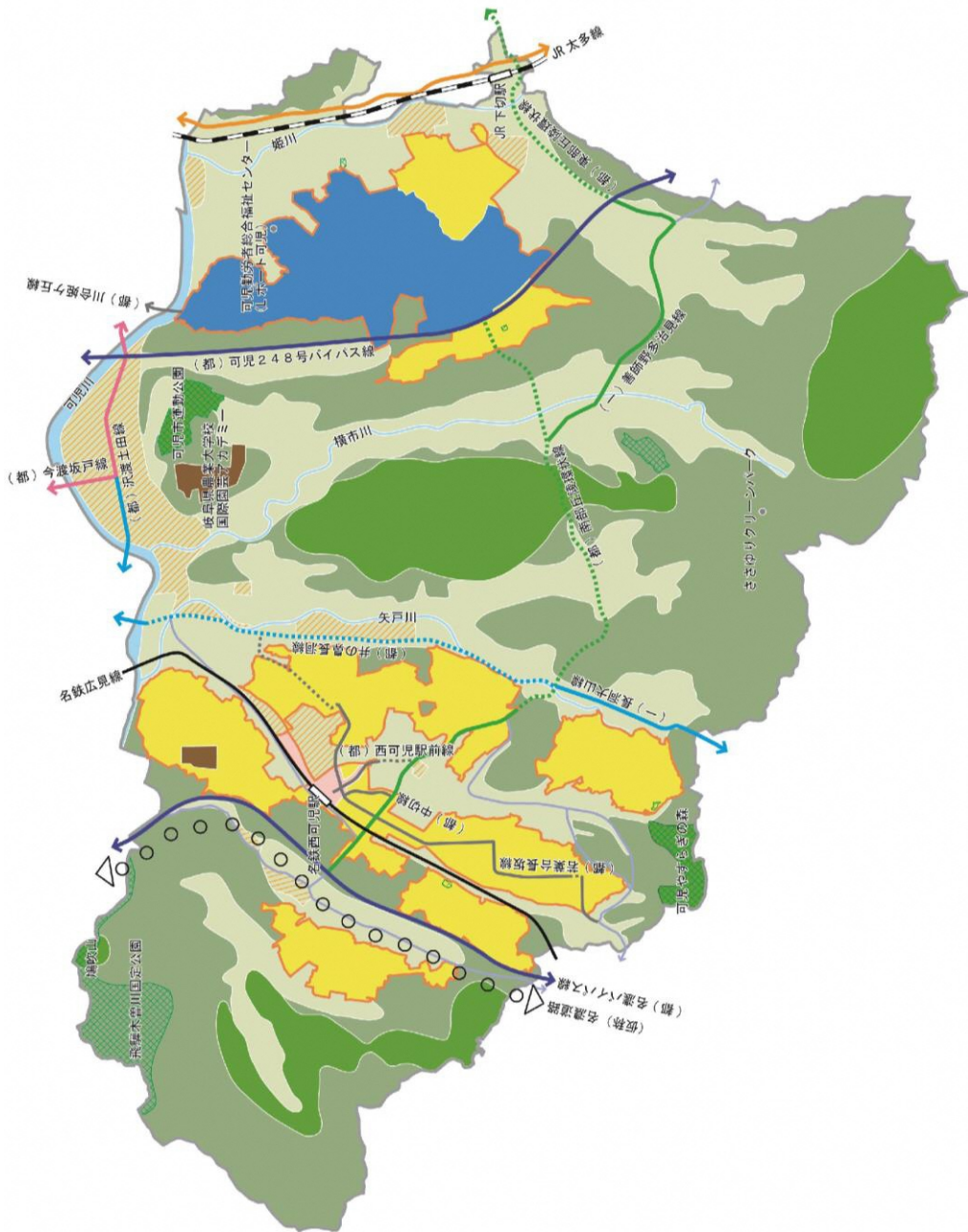
第3章 地域別構想

■西部地域（帷子、春里、姫治）の都市づくり方針図



凡例	
	住居系
	商業系
	工業系
	学術・文化交流地
	都市的土地利用推進地
	集落地・農地ゾーン
	観光・レクリエーションゾーン
	自然環境ゾーン
	主要な河川
	市街地（用途地域）
	公園・緑地
	主要な施設等
	広域幹線軸
	広域幹線軸（構想路線）
	市街地環状軸
	放射軸
	都市環状軸
	都市間連絡軸
	補助幹線道路
	その他主要道路
	駅
	鉄道（JR）
	鉄道（その他）

※ 〃は整備済、●は成案、●●●は未整備



3-3 東部地域（平牧、桜ヶ丘、久々利）

○東部地域の方針

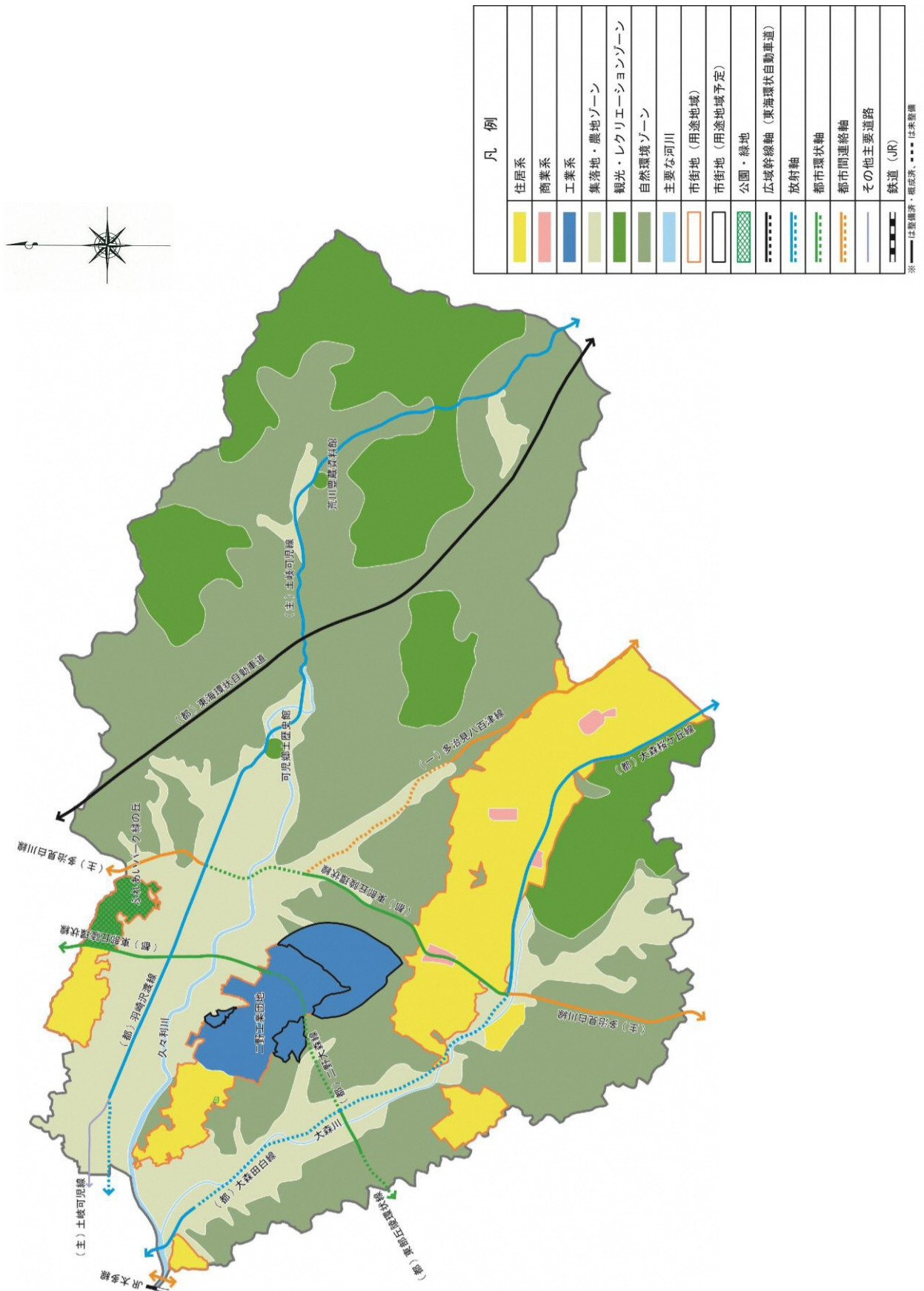
地域固有の優れた資産の保全・活用を図りながら、新たな住宅団地においては、周辺環境と調和を図りながら開発の誘導を図る。

○都市づくりの方針

分野	方針
土地利用の方針	<p>【住居系】</p> <p>○低層の住宅を中心として、今後も地区計画制度等の活用や、空き家・空き地の有効活用により、良好な住環境の形成・維持を図る。</p> <p>○櫻ヶ丘の未開発区域では、周辺環境と調和した開発の誘導を図る。</p> <p>【商業系】</p> <p>○地域生活拠点である桜ヶ丘近隣センター地区をはじめとする近隣センター地区は、住環境と調和し、市民の日常生活に対応した身近な商業施設や医療・福祉施設等の集積・誘導により、生活利便性の向上を図る。</p> <p>【工業系】</p> <p>○二野工業団地では、周辺の緑地や住環境との調和に留意しながら、工場や流通・業務施設等による専門性の高い工業用地としての土地利用を図る。</p> <p>○二野工業団地に隣接し、流通施設が立地する地区では、周辺の無秩序な開発を抑制するため用途地域の指定を検討し、開発の誘導を図る。</p> <p>【集落地・農地ゾーン】</p> <p>○農業生産を支える農地は、農業生産基盤の整備、適正な維持・管理に努め、営農環境の保全を図る。</p> <p>【自然環境ゾーン】</p> <p>○河川やその周辺の自然環境は、都市生活にゆとりやうるおいをもたらす空間として、維持・保全を図る。</p>
都市施設の方針	<p>【道路等】</p> <p>○「広域幹線軸」として、要望等により(都)東海環状自動車道の4車線化を促進し、広域的なアクセス性の向上を図る。</p> <p>○「放射軸」、「都市環状軸」、「都市間連絡軸」の路線は、未整備区間の整備を推進し、中心部や周辺地域へのアクセス性の向上を図る。</p> <p>○周辺都市との交流を促進する都市間連絡軸は、必要な改良を県に要請していく。</p> <p>【公園等】</p> <p>○ふれあいパーク緑の丘は、観光・レクリエーションの場としての機能の維持・向上を図る。</p>

	<p>【下水道】</p> <p>○公共下水道の適正な維持・管理を図る。また、公共下水道区域外では、特定環境保全公共下水道及び合併浄化槽により水質の保全を図る。</p> <p>【その他施設】</p> <p>○美濃桃山陶の聖地として、可児郷土歴史館、荒川豊蔵資料館は、文化振興や観光レクリエーション等に資する場として整備・有効活用を図る。</p>
<p>自然環境の保全及び都市環境形成の方針</p>	<p>【森林等】</p> <p>○浅間山周辺をはじめ、地域内に数多く点在する希少植物自生地は、適正な保全・活用を図る。</p> <p>○丘陵地の山林は、開発を抑制し、優れた自然環境や景観の維持・保全を図る。</p> <p>○里山は、貴重な緑地空間として保全・活用に努めるとともに、里山保全活動の普及・定着を図る。</p> <p>○住宅地や集落周辺の樹林地、社寺林、斜面緑地は、生活にうるおいを与える貴重な資源として保全・活用を図る。</p> <p>【農地】</p> <p>○環境面や景観面において重要な役割を担う優良農地は、保全に努める。</p> <p>○遊休農地は、環境学習や市民農園等の活用方法を検討し、荒廃の防止、良好な環境・景観の保全を図る。</p> <p>【河川】</p> <p>○市民のうるおいと憩いの場として水辺環境・河川景観の保全、環境学習の場として活用を図る。</p> <p>【ため池】</p> <p>○地域内に点在するため池は、適正な保全を図るとともに、農業生産基盤としての機能や防災機能を有していることから、適切な維持・管理を行う。</p>
<p>景観形成の方針</p>	<p>○久々利地域では、景観まちづくり計画に基づき、市民や企業と協働して歴史的資産を活かしたまちなみ景観の維持や久々利城跡の整備等を行う。</p> <p>○地域固有の景観の保全・形成を図るため、屋外広告物の規制や地区計画制度等の活用を図る。</p>
<p>都市防災・防犯の方針</p>	<p>○災害時の安全な避難を可能とするため、避難所の整備や機能強化を推進する。</p> <p>○災害の発生を防止するため、自然環境に配慮した河川改修事業や土砂災害対策事業等を推進する。</p> <p>○犯罪の起きにくい環境づくり、防犯対策の強化を進める。</p>

■ 東部地域（平牧、桜ヶ丘、久々利）の都市づくり方針図



3-4 兼山地域

○兼山地域の方針

合併後の可児市としての一体性を確保するため、「都市間連携軸」の強化を図るとともに、市街地内のまちなみや歴史的建造物等を活かし、まち全体の歴史的景観の保全に努める。また、森林については、観光レクリエーション等に資する場として保全・有効活用を図る。

○都市づくりの方針

分野	方針
土地利用の方針	<p>【集落地・農地ゾーン】</p> <p>○集落地では、生活道路等の都市基盤整備、空き家の有効活用により、良好な住環境の形成・維持を図る。</p> <p>○幹線道路沿道では、住環境と調和し、市民の日常生活に対応した身近な商業施設や医療・福祉施設、周辺の営農環境に配慮した地域活力の維持に資する工業等の立地を許容し、生活利便性の向上を図る。</p> <p>○農業生産を支える農地は、環境面、防災面、景観面等において重要な役割を担っており、保全を図る。</p> <p>【観光・レクリエーションゾーン】</p> <p>○蘭丸ふるりの森、美濃金山城跡は、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーション等に資する場として保全・有効活用を図る。</p>
都市施設の方針	<p>【道路等】</p> <p>○「都市機能集積エリア」との連絡を強化し、都市としての一体性を促進するため、(一)多治見八百津線について、必要な改良を県に要請していく。</p> <p>【公園等】</p> <p>○飛驒木曾川国定公園は、レクリエーションや環境保全の拠点として保全・活用に努める。</p> <p>【下水道】</p> <p>○公共下水道の適正な維持・管理を図る。また、公共下水道区域外では、合併浄化槽により水質の保全を図る。</p> <p>【その他施設】</p> <p>○兼山歴史民俗資料館は、文化振興や観光レクリエーションに資する場として保全・有効活用を図る。</p>
自然環境の保全及び都市環境形成の方針	<p>【森林等】</p> <p>○集落の樹林地、社寺林は、生活にうるおいを与える資源として保全・活用を図る。</p> <p>○古城山周辺の山林は、開発を抑制し、優れた自然環境や景観の維持・保全を図る。</p>

	<p>【農地】</p> <p>○遊休農地は、環境学習や市民農園等の活用方法を検討し、荒廃の防止、良好な環境・景観の保全を図る。</p> <p>【河川】</p> <p>○木曾川は、景勝地としての優れた河川景観、水辺の動植物の生息地としての自然環境・景観の保全に努める。</p>
景観形成の方針	○地域固有の景観の保全・形成を図るため、可児市景観計画において景観形成重点地区の指定を検討する。
都市防災・防犯の方針	<p>○災害時の安全な避難を可能とするため、避難所の整備や機能強化を推進する。</p> <p>○災害の発生を防止するため、土砂災害対策事業等を推進する。</p> <p>○犯罪の起きにくい環境づくり、防犯対策の強化を進める。</p>

■兼山地域の都市づくり方針図

